

保 発 0331 第 7 号  
令和 3 年 3 月 31 日

健康保険組合連合会長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 73 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日から施行されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、各保険者における特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率が指標として用いられており、当該実施率については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）第 40 条の 2 第 2 項及び第 3 項において、それぞれ①及び②に掲げる率とされている。

- ① 当該年度の前年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数
- ② 当該年度の前年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度における特定健康診査及び特定保健指導の実施が困難になったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を補正して令和 2 年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査及び特定保健指導の実施率を算定することができるよう所

要の改正を行うもの。

## 第2 改正の内容

- (1) 令和2年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率については、①に掲げる数を②に掲げる数で除して得た数を③に掲げる数で除して得た数とすること。
- ① 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和2年3月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数
  - ② 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数
  - ③ 1から平成28年度から平成30年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の3月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数
- (2) 令和2年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率については、①に掲げる数を②に掲げる数で除して得た数を③に掲げる数で除して得た数とすること。
- ① 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和2年3月から5月までの間にある者の数を控除した数
  - ② 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数
  - ③ 1から平成30年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年3月から5月までの間にある者の数の割合を控除した数
- (3) その他所要の改正を行うこと。

## 第3 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。